

1. 75歳以上のひとり暮らしの方で年金収入79万円 (基礎年金受給者)の場合

(1) 被保険者均等割額

被保険者均等割額の軽減になるかどうかを判定します。

$$\text{軽減判定所得} = \begin{array}{c} \text{年金収入} \\ 79\text{万円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{公的年金控除}\ast 1 \\ 110\text{万円} \end{array} = \underline{0\text{円}}$$

※1 年金収入が330万円未満の場合は、110万円の公的年金控除があります。

被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし。)の場合、被保険者均等割額(52,400円)の7割軽減をします。

$$\text{○被保険者均等割額} = \{52,400\text{円} - (52,400\text{円} \times 0.7)\} = \underline{15,700\text{円} \cdot \cdot \text{A}}$$

(100円未満切り捨て)

(2) 所得割額

$$\text{賦課のもととなる所得金額} = \begin{array}{c} \text{公的年金控除}\ast 1 \\ 79\text{万円} \end{array} - 110\text{万円} = 0\text{円}$$

※1 年金収入が330万円未満の場合は、110万円の公的年金控除があります。

$$\text{○所得割額} = 0\text{円} (\text{賦課のもととなる所得金額}) \times 9.52\%\ast 2 = \underline{0\text{円} \cdot \cdot \cdot \text{B}}$$

※2 旧ただし書所得58万円(年金収入211万円相当)以下の方は9.52%、超える方は10.31%となります。

(3) 保険料額

$$\text{○保険料額} = 15,700\text{円} (\text{A}) + 0\text{円} (\text{B}) = 15,700\text{円}$$

(月額 約1,308円)